

仕様書

件名：令和4年度皇居外苑日比谷濠測量業務

場所：皇居外苑1-1

期間 契約日から令和4年8月26日

共通仕様

本業務は、図面及び本仕様書に特記のない事項は、環境省自然環境局自然環境整備課「設計業務共通仕様書(平成29年改定)」及び「国土交通省公共測量作業規程」を準用する、疑義の生じたときは調査職員と協議すること。

特記仕様

一般事項

管理技術者は、測量法に基づく測量士の資格保有者とする。

担当技術者は、測量法に基づく測量士又は測量士補の資格保有者でなければならない。

受注者は、測量業務の実施に当たって関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。

また、歩道部や園地での作業時には、通行人等に支障がないよう安全に十分に注意するとともに、道路使用許可等が必要な場合には申請を行い、許可を受ける。

受注者は、本業務で知り得た情報や成果品及びそれに関わる資料の内容を当該業務に関わるもの以外に漏らしてはならない。

業務対象地：日比谷濠周辺(図面参照)

業務目的

本業務は日比谷濠浚渫工事の設計及び施工に向けて、日比谷濠の堆積泥土の測量及び、周辺区域の現地測量を行い、設計業務及び工事施工の際の基礎資料となる測量図面等を作成する。

業務内容

I 測量業務

1. 基準点測量

4級基準点測量：既知点1点に基づき、新点である基準点の位置を定める。

永久標識はなし。

2. 水準測量

4級水準測量：既知点1点に基づき、レベル及びTS等を用いて、新点である水準点の標高を定める。

仮BM設置：仮BMを設置する。場所は調査職員と協議の上決定する。

3. 路線測量

縦断測量：日比谷濠の泥土を測量し、地盤からの泥土の厚さが分かる縦断面図を作成する。

作成した図面から浚渫の泥土数量が算出できる図面となるよう計測、作図する。

ボート等を用いてお濠内の泥土厚を観測し、縦断面図を作成する。
始点は石垣の天端とし、終点も状況に応じて石垣の天端までとする。

横断測量：測量幅 40～75m未満 測点間隔 10m

日比谷濠の泥土を測量し、地盤からの泥土の厚さが分かる横断面図を作成する。
作成した図面から浚渫の泥土数量が算出できる図面となるよう計測、作図する。
ボート等を用いてお濠内の泥土厚を観測し、横断面図を作成する。
始点は石垣の天端とし、終点も状況に応じて石垣の天端までとする。

4. 現地測量

現地測量：縮尺 1/500 測量区域内にある主要な樹木については、その位置を実測する。

樹木伐採はおこなわない。

日比谷濠道路側は歩道部までの測量を行う。

5. 打ち合わせ等 打ち合わせ等は、着手時1回、中間1回 成果納品前1回とする。

6. 成果物

報告書：2部

電子媒体：2部（図面データはDWG形式のCADデータとする）

図面データ：現地平面図、横断図、縦断図。

データの様式等取り扱いについては検査職員と協議の上決定する。

提出場所 環境省自然環境局皇居外苑管理事務所

成果物納入後に請負者側の責めによる不備が発見された場合には、請負者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。

7. 著作権等の扱い

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、環境省が保有するものとする。
- (2) 請負者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作権者人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果物の中に請負者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合、その著作権は請負者に留保されるが、可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。
- (4) 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、請負者は可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。
- (5) 成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。
- (6) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

6. 情報セキュリティの確保

請負者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理

体制について環境省担当官に書面で提出すること。

- (2) 請負者は、環境省担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。

また、請負業務において請負者が作成する情報については、環境省担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。

- (3) 請負者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて環境省担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。

- (4) 請負者は、環境省担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。

また、請負業務において請負者が作成した情報についても、環境省担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。

- (5) 請負者は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 環境省情報セキュリティポリシー

<http://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

7. その他

- (1) 請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難しい事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、環境省担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。

- (2) 本仕様書の記載内容（人数・回数が増減を含む。）に変更が生じたとき、必要に応じて変更契約を行うものとする。

- (3) 会議運営を含む業務にあつては、契約締結時におけるの国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という）の「会議運営」の判断の基準を満たすこと。

8. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、基本方針の「印刷」の判断の基準を満たすこと。なお、「資材確認票」及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔Aランク〕のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針

(<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>) を参考に適切な表示を行うこと。

9. 電子データの仕様

- (1) Microsoft 社 Windows10 上で表示可能なものとする。

(2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。

- ・文章；Microsoft 社 Word（ファイル形式は「Office2010（バージョン 14）」以降で作成したもの）
- ・計算表；表計算ソフト Microsoft 社 Excel（ファイル形式は「Office2010（バージョン 14）」以降で作成したもの）
- ・画像；BMP 形式又は JPEG 形式

(3) (2) による成果物に加え、「PDF ファイル形式」による成果物を作成すること。

(4) 以上の成果物の格納媒体は DVD-R 等とする。事業年度及び事業名称等を収納ケース及び DVD-R 等に必ずラベルにより付記すること。

(5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

10. 成果物の二次利用

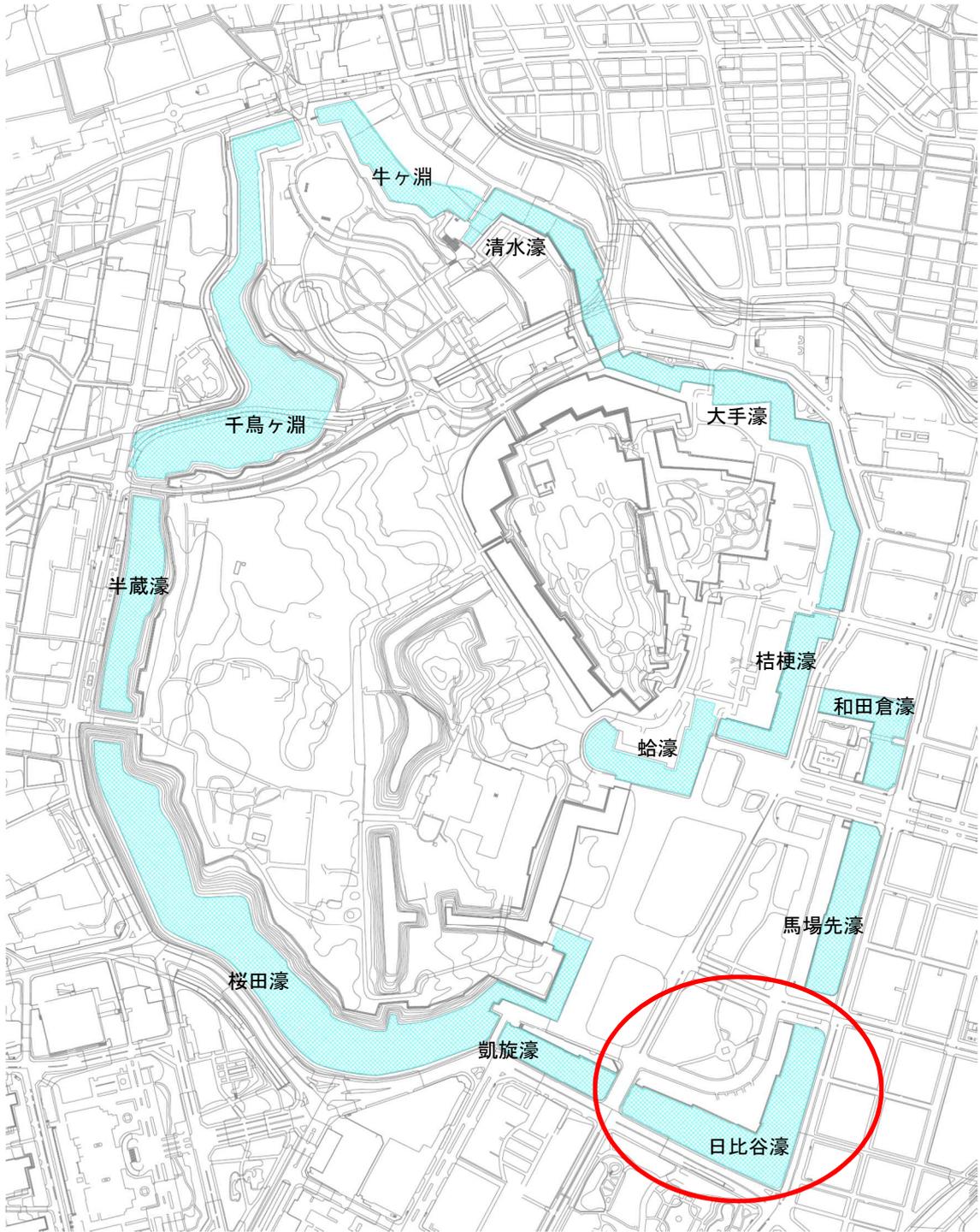
(1) 納品する成果物（研究・調査等の報告書）は、オープンデータ（二次利用可能な状態）として公開されることを前提とし、環境省以外の第三者の知的財産権が関与する内容を成果物に盛り込む場合は、①事前に当該権利保有者の了承を得、②報告書内に出典を明記し、③当該権利保有者に二次利用の了承を得ること。

第三者の知的財産権が関与する内容の一部または全部について、二次利用の了承を得ることが困難な場合等は、当該箇所や当該権利保有者等の情報を、以下の URL からダウンロード出来る様式に必要な事項を記入し提出すること。

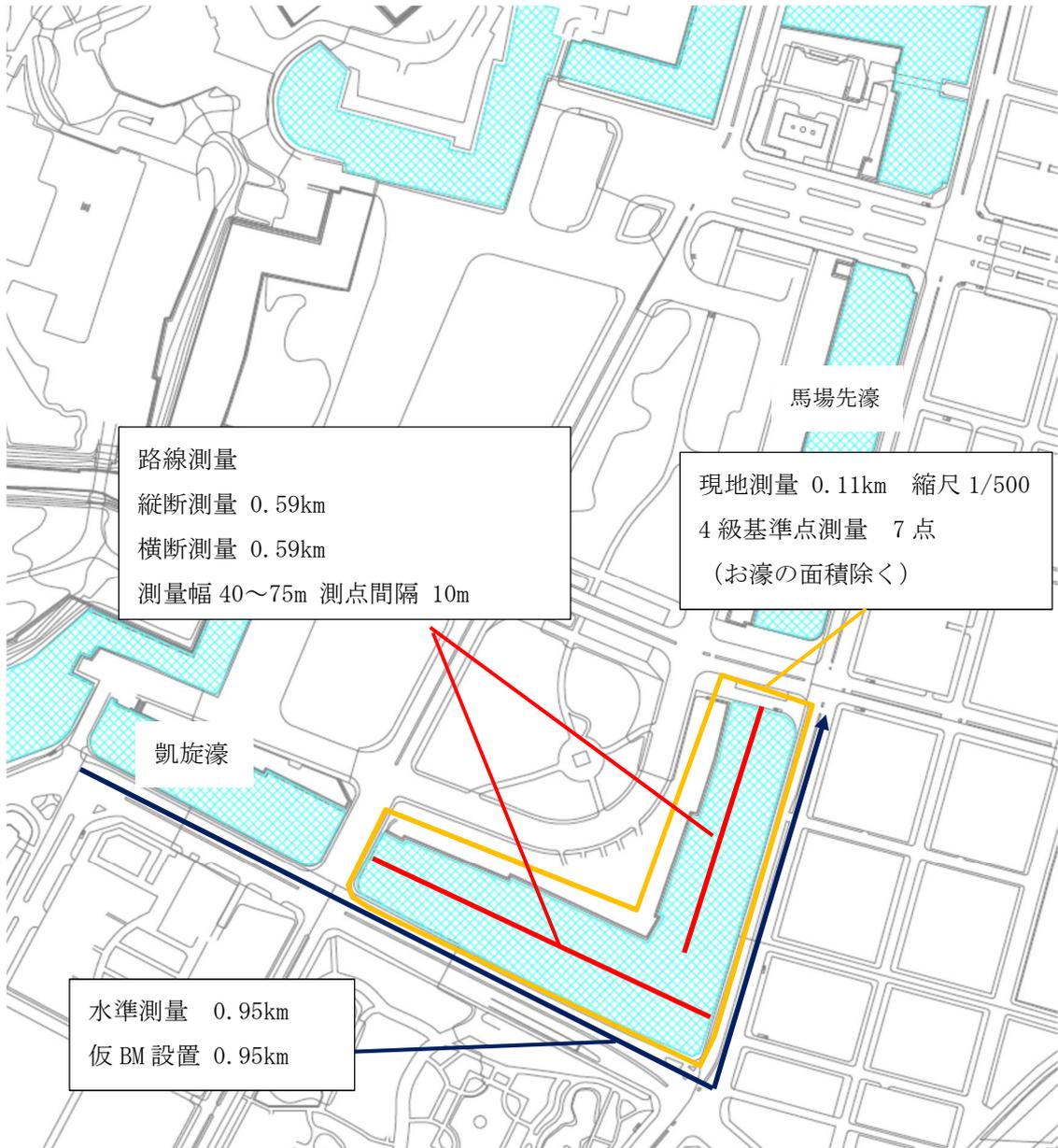
(2) 環境省が保有するオープンデータの情報を政府が運用するオープンデータのポータルサイト「データカタログサイト DATA.GO.JP (<http://www.data.go.jp/>)」に掲載及び更新情報を反映させるためのデータに関する説明（メタデータ）について、成果物と併せて以下の URL からダウンロード出来る様式に必要な事項を記入し提出すること。

<http://www.env.go.jp/kanbo/koho/opendata.html>

測量範囲



位置図



測量区域図

見積もり参考書

業務名称

令和4年度皇居外苑日比谷濠測量業務

業務場所

東京都千代田区1-1

ここにある数値は見積もりの際に参考として使用できる数量であり、契約等で条件明示するものではない。

区分・工種・種別・細別	規格	数量	単位	単価	金額	摘要
I 測量業務						
1. 基準点測量						
4級基準点測量	永久標識なし	7	点			
計						
2. 水準測量						
4級水準測量		0.95	km			
仮BM設置測量		0.95	km			
計						
3. 路線測量						
縦断測量		0.59	km			
横断測量	測量幅45m～75m未満 測点間隔10m	0.59	km			
計						
4. 現地測量						
現地測量	縮尺1/500 0.016km ²	1	式			
計						
5. 直接経費						
電子成果納品費		1	式			
旅費交通費		1	式			
計						
6. 打ち合わせ等						
打ち合わせ	3回 (業務着手前・中間・成 果納品前)	1	業務			
計						
直接測量費						
ここにある数値は見積りの際に参考として使用できる数量であり、契約等で条件明示するものではない。						
諸経費		1	式			
業務価格計						
消費税等相当額		1	式			
業務費合計						